

当院からのご案内

■ 当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

■ 時間外対応加算 3

当院は、時間外対応加算3の施設基準を満たしており、通院中の患者さまからの時間外の緊急連絡に対応できる体制を整えています。

■ 在宅療養支援診療所 3

在宅で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

■ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

当院は、厚生労働大臣が定める基準に適合した医療機関として届出を行っており、通院が困難な患者さまに対して計画的な訪問診療を行っています。必要に応じて月1回、在宅時医学総合管理料（または施設入居時等医学総合管理料）を算定します。また、緊急時には連絡が取れる体制を整えており、24時間の往診や訪問看護にも対応しています。

■ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

当院は、在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP）を行っています。厚生労働大臣が定める基準に基づき、定期的な管理・指導を行い、必要に応じて遠隔モニタリングによる機器の使用状況確認も実施しています。

■ がん性疼痛緩和指導管理料

緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係る研修を受けた者に限る）が、計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に算定しています。

■ ニコチン依存症管理料

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づき「ニコチン依存症管理料」を算定できる医療機関です。一定の要件を満たす患者さまには、保険適用で禁煙治療を行うことができます。禁煙をお考えの方は、まずはご相談ください。

■在宅がん医療総合管理料

当院では末期の悪性腫瘍患者さんに対して 24 時間対応できる体制を整えており、上記管理料の届出を行っております。

■情報通信機器を用いた診療に係る基準

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行っており、必要に応じた対面診療や急変時の対応、専門医療機関への紹介を行います。

また、初診時に向精神薬の処方を行っておりません。

■がん治療連携指導料

厚生労働大臣が定める施設基準に適合し地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(計画策定病院を除く。)が、がん治療連携計画策定料 1 又は 2 を算定した患者さまに対し、地域連携診療計画に基づき、拠点病院と連携して治療を行うとともに連携先へ診療情報を提供した場合に算定しています。

■医療 DX 推進のための体制整備 (医療 DX)

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さまに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■在宅医療 DX 情報活用加算 (在宅DX)

・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

・マイナ保険証を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています。

・質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し及び活用して診療を行っております。

■夜間・早朝等加算

厚生労働大臣が定める施設基準を満たす診療所が、午後 6 時 (土曜日は正午) から午前 8 時までの間 (深夜及び休日を除く)、休日又は深夜であって、当該診療所が表示する診療時間内の時間において診療を行った場合は、「夜間・早朝等加算」として、所定点数に加算いたします。

■外来感染対策向上加算

発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」にしてされており、組織的な感染防止対策を定期的に行い安心して受診頂けるよう以下の対策に取り組んでいます。

- ・院内感染対策チームによる定期的が院内感染予防巡回
- ・手指衛生の徹底
- ・医療器具の洗浄、消毒、滅菌
- ・適切な隔離措置
- ・定期的な研修の実施
- ・地域の医療機関との連携

■明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

■地域包括診療加算 2

当院では、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていない）、または認知症のうち、2つ以上の疾患がある方に対して、継続的・全人的な診療を行っています。在宅医療の提供と24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて専門的な医療機関とも連携体制を整えています。

■外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■機能強化加算について

当院はかかりつけ医として、機能強化加算を算定しております。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
- 保健・福祉サービスに関する相談
- 訪問診療を行っている患者様への夜間・休日の問い合わせへの対応
- 必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介

谷四かわい内科クリニック 管理者：川井 隆広